

石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例 (案)の方針書の案について

〈はじめに〉

今回も方針書の案について確認をしていきたいと思いますが、その確認に入る前に、前回の検討委員会で質問がありましたので、まずはそのことについてお話ししてから、方針書の内容の確認に入りたいと思います。まずは、質問の内容をお話ししますので聞いてください。

【委員から出された質問について】

これから条例や方針書が決まっていく中で、具体的にどんなことをやっていき、そして、やってきたことを見直していくことが大切になると思います。そこで、先につくられた手話の条例や方針書では、やっていこうとすることを決めたり、見直したりすることを行っているのでしょうか。また、行っている場合は、どんな決まりや方法で行っているのかを確認できたらと思います。

というお話をいただきました。

この質問についての答えを、障がい福祉課で手話を担当している職員に教えてもらい、その内容を次のページに書きましたのでお話ししたいと思います。

次のページに進みます。

令和5年11月10日

【障がい福祉課で手話を担当している職員からの答え】

今、皆さんが考えている方針書には、具体的にどんなことを行っていくのかという「施策」が書かれています。手話も同じように、方針書に書かれています。「施策」を行っており、具体的には、手話を知ってもらうことや「手話は言語（言葉）である」ということを、学校や市民、事業者などに広める活動（施策）を行っています。

また、手話の活動がきちんと行われているかを確認する、「石狩市手話基本条例推進懇話会」という会をつくり、年に2～3回くらい集まって、これまでやってきた活動の確認や見直しを行い、そして新たに必要活動はどんなことかなどを考えたりしています。

以上が、手話の担当職員から教えてもらったこととなります。

来年に情報・コミュニケーション条例が制定されると、今、皆さんで考えている方針書の内容（施策）を行っていくことになると思いますが、その方針書案の「4 障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取ることができる環境づくりに関する事項」に書かれている、「障がいのある人が情報を受け取り、利用しやすい環境となっているかについて検証し、その結果に基づいて、必要な見直しを行うもの」とし、という施策のとおり、市が中心となって、皆さんと一緒に「私たちが目指す環境に近づいているか」や「ここを見直していくともっとよい環境になっていくのではないか」などを考えていく機会を、今後つくっていきたくと考えています。

以上が、委員からの質問と答え、そして、情報・コミュニケーション条例ができた後の考え方となります。

方針書案の修正などの確認について

次に、方針書の案の確認に入ります。内容の確認に入る前に、法制担当者から前回の方針書の案の内容について確認をしてもらい、修正箇所など、色々と意見をいただきましたので、まずはそれらについての説明や確認をしてから、最後に修正後の全体の文の確認に入りたいと思います。

まずは、方針書案の「最初に書かれている文」の修正などについて確認をしていき、その次に、方針書案に書かれている5つの事項（施策）の修正部分について確認をしていきたいと思います。

また、言葉や文字の細かい修正部分は抜かして、大きく修正された部分だけを書き出し、その説明をしていきます。

次のページから修正部分の確認などを行っていきます。

【方針書案の「最初に書かれてる文」について】

石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例に規定する 施策を推進するための方針

令和6年〇月〇日制定

障がいのある人が、日常生活を送ることや社会参加がしやすくなるように、情報を伝え、受け取りやすい環境を整え、障がいのある、ないにかかわらずお互いにコミュニケーションがとりやすい**まち**になることを目指し、石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例第7条第2項の各号に規定する事項を以下のとおり推進します。

【修正箇所】

- 前回意見をいただいた「～お互いにコミュニケーションがとりやすい**地域**」の「**地域**」という部分ですが、法制担当者に確認をした結果、ここを「**まち**」にしてはどうかという意見をいただきました。

【委員の皆さんにご確認いただきたいこと】

- 法制担当者より、この最初の文を手話の方針書の書き方と同じように、「石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例（令和 年条例 号）第7条第1項の規定に基づき、施策の推進方針を定めたので、同条第4項の規定に基づき、公表します。」と書いてはどうか、という案もいただきましたので、ここをどちらにするのかを、皆さんで決めていただきたいと思います。

【5つの事項(施策)のうち「1つ目の事項」の修正について】

1 障がいのある人がわかる方法による情報の伝え方や受け取り方の理解を広めていくことに関する事項

- 前回までは文の最後に「(条例第7条第2項第1号)」と書いていましたが、こちらは省略しても問題ないということでしたので、省略をしました。

(1) 施策の基本的方向

障がいのある人とコミュニケーションを取るためには、障がいのある人がわかる方法で情報を伝え、受け取ることが必要であり、そのためにはコミュニケーション手段を学ぶことや、学ぶための環境をつくっていくことが必要です。

- 前回の文には「その人のわかる方法で情報を伝え、」と書かれていましたが、この「その人」という部分を「障がいのある人が」という文に変えました。

すいしんしさく
(2) 推進施策

し しさく きほんてきほうこう もと つぎ しさく すいしん
市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

あ しみん じぎょうしゃ たい さまざま こみゆにけーしょんしゅだん
ア 市民や事業者などに対し、様々なコミュニケーション手段がある
ことを認識してもらうため、ガイドブックの作成や市のホーム
ページページの活用などを通じて、広く周知を行います。

- 「(2) 推進施策」というタイトルの次に、新しく「市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。」という文を入れました。また、この文を入れたことによって、次からの文に書かれていた「市は、」という言葉が省略されました。

し ことば しょうりやく
【「市は、」という言葉の省略について】

あ し しみん じぎょうしゃ たい
「ア 市は、市民や事業者などに対し、」というのを、

あ しみん じぎょうしゃ たい かたち し
「ア 市民や事業者などに対し、」という形にし、「市は、」

ことば しょうりやく
という言葉が省略されました。

ほか じこう おな しゅうせい か
他の事項にも同じ修正について書かれていますが、

しゅうせいないう おな
修正内容はことと同じものとなります。

【5つの事項(施策)のうち「2つ目の事項」の修正について】

2 コミュニケーション支援者の活動支援及びコミュニケーション手段の活用に関する事項

- 前回までは文の最後に「(条例第7条第2項第2号)」と書いていましたが、こちらは省略しても問題ないということでしたので、省略をしました。

(2) 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

- ア 市内で活動するコミュニケーション支援者が継続的に活動できるよう、人材の育成や技術の向上に関する支援について、その方策を検討していきます。

- 「(2) 推進施策」というタイトルの次に、新しく「市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。」という文を入れました。また、この文を入れたことによって、次からの文にかかれていた「市は、」という言葉が省略されました。

【5つの事項(施策)のうち「3つ目の事項」の修正について】

3 市民及び事業者への合理的配慮の理解を広めていくことに関する事項

- 前回までは文の最後に「(条例第7条第2項第3号)」と書いていましたが、こちらは省略しても問題ないということでしたので、省略をしました。

(2) 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 市民や事業者などに対し、障がいのある人への合理的配慮を学ぶ機会や、理解を深める機会をつくります。

- 「(2) 推進施策」というタイトルの次に、新しく「市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。」という文を入れました。また、この文を入れたことによって、次からの文にかかれていた「市は、」という言葉が省略されました。

【5つの事項(施策)のうち「4つ目の事項」の修正について】

4 障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取ることができる環境づくりに関する事項

- 前回までは文の最後に「(条例第7条第2項第4号)」と書いていましたが、こちらは省略しても問題ないということでしたので、省略をしました。

(1) 施策の基本的方向

障がいのある人が、コミュニケーションをとりにくいことで自分の気持ちをうまく伝えることができず孤立してしまうことがないように、どんな場面においても、障がいのある人がわかる方法で情報を伝え、受け取ることができる環境にしていくことが必要です。

- 前回の文には「その人のわかる方法で情報を伝え、」と書かれていましたが、この「その人」という部分を「障がいのある人が」という文に変えました。

(2) 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 市が主催する会議やイベントなどにおいて、障がいのある人が参加しやすい会場設営をすることや、配布資料などにルビをつけたり、音声化したりすること、ICT（情報通信技術）機器などのコミュニケーション手段を活用し、障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取ることができる環境づくりを進めていきます。

イ 市民や事業者などと共に、障がいのある人がわかる方法による表現や、ルビ付きの書類を作成するなどのコミュニケーション手段の活用を推進し、障がいのある人が情報を伝え、受け取りやすい環境づくりを進めていきます。

- 「(2) 推進施策」というタイトルの次に、新しく「市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。」という文を入れました。また、この文を入れたことによって、次からの文に書かれていた「市は、」という言葉が省略されました。
- 「ルビ」という文字はカタカナで書かれるのが一般的ということで、カタカナにしました。
- 「るびをつけ、又は音声化すること及び」という文を「るびをつけたり、音声化したりすること、」に修正しました。

【5つの事項(施策)のうち「5つ目の事項」の修正について】

5 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 前回までは文の最後に「(条例第7条第2項第5号)」と書いてい
ましたが、こちらは省略しても問題ないということでしたので、
省略をしました。

以上が、大きな修正部分についての説明となります。

次のページには、言葉や文字などの細かい修正を含め、すべてを
修正した文(全文)を書きましたので、改めて皆さんと方針書案の
内容について確認していきたいと思います。

ほうしんしよあん ないようかくにん かいめ ぜんぶん しゅうせいばん
方針書案の内容確認(2回目)について【全文の修正版】

いしかりしじょう しゃじょうほう こみゆにけーしょんじょうれい きてい
石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例に規定する
しさく すいしん ほうしん
施策を推進するための方針

れいわ ねんまるつきまるにちせい
令和6年〇月〇日制定

しょう ひと にちじょうせいかつ おく しゃかいさんか
障がいのある人が、日常生活を送ることや社会参加がしやすくなる
ように、じょうほう つた う と かんきょう ととの しょう
情報^{じょうほう}を伝え^{つた}、受け取りやすい環境^{かんきょう}を整え^{ととの}、障がいのある、な
いにかかわらず^{たが}お互い^{こみゆにけーしょん}にコミュニケーションがとりやすいまちになるこ
とを^{めざ}目指し、いしかりしじょう しゃじょうほう こみゆにけーしょんじょうれいだい じょうだい
石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例第7条第
こう かくごう きてい じこう い か すいしん
2項^{こう}の各号^{かくごう}に規定^{きてい}する事項^{じこう}を以下^いのとおり^か推進^{すいしん}します。

または、

いしかりしじょう しゃじょうほう こみゆにけーしょんじょうれい れいわ ねんじょうれい こう
石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例（令和 年条例 号）
だい じょう こう きてい もと しさく すいしんほうしん さだ どうじょうだい
第7条第1項^{だい じょう こう きてい}の規定^{もと}に基づき^{しさく}、施策^{すいしん}の推進^{ほうしん}方針^{さだ}を定め^だたので、同条第
こう きてい もと こうひょう
4項^{こう}の規定^{きてい}に基づき^{もと}、公表^{こうひょう}します。

1 障がいのある人がわかる方法による情報の伝え方や受け取り方の理解を広めていくことに関する事項

(1) 施策の基本的方向

障がいのある人とコミュニケーションを取るためには、障がいのある人がわかる方法で情報を伝え、受け取ることが必要であり、そのためにはコミュニケーション手段を学ぶことや、学ぶための環境をつくっていくことが必要です。

市は、市内で活動するコミュニケーション支援者などと連携し、コミュニケーション手段への理解を広め、学べる環境づくりに努めていきます。

(2) 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 市民や事業者などに対し、様々なコミュニケーション手段があることを認識してもらうため、ガイドブックの作成や市のホームページの活用などを通じて、広く周知を行います。

イ 市内関係機関と連携を図り、市民が幼い頃からコミュニケーション手段を学ぶ機会を創出するとともに、障がいのある人とふれあう機会を設けるなど、障がいへの理解を広める取組を行います。

ウ 市職員や公的機関、事業者に対し、コミュニケーション手段を学ぶなど障がいへの理解を深めるための研修を実施していきます。

2 コミュニケーション支援者の活動支援及びコミュニケーション手段 の活用に関する事項

(1) 施策の基本的方向

障がいのある人は、コミュニケーション支援者による支援と
コミュニケーション手段を活用することで、自分の気持ちを正確に
伝え円滑なコミュニケーションを行うことができるものと考えま
す。

市は、コミュニケーション支援者の必要性やコミュニケーション
手段の重要性を認識し、コミュニケーション支援者の支援体制を
充実させることや、コミュニケーション手段の活用を広めていくこ
とに努めていきます。

(2) 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進しま
す。

ア 市内で活動するコミュニケーション支援者が継続的に活動でき
るよう、人材の育成や技術の向上に関する支援について、その
方策を検討していきます。

イ 市民や事業者などに対し、コミュニケーション手段の活用方法
を広めていき、障がいのある人がコミュニケーションをしやすい
環境にしていくため、その方策を検討していきます。

3 市民及び事業者への合理的配慮の理解を広めていくことに関する 事項

(1) 施策の基本的方向

障がいのある人が、外出先や店などで情報を伝え、受け取ることに困難を感じることはないよう、障がいのある人への合理的配慮を理解し、行っていくことが必要です。

市は、障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で、社会的障壁などにより生活がしづらくなることはないよう、合理的配慮の必要性やその理解を広めていくことに努めていきます。

(2) 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 市民や事業者などに対し、障がいのある人への合理的配慮について学ぶなど理解を深める機会をつくります。

イ 事業者が障がいへの理解や合理的配慮に向けた環境づくりに取り組むことができるよう、その取組への支援の方策を検討していきます。

令和5年11月10日

4 障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取ることができる環境づくりに関する事項

(1) 施策の基本的方向

障がいのある人が、コミュニケーションをとりにくいことで自分の気持ちをうまく伝えることができず孤立してしまうことがないよう、どんな場面においても、障がいのある人がわかる方法で情報を伝え、受け取ることができる環境にしていくことが必要です。

市は、障がいのある人が地域で安心した生活が送れるよう、コミュニケーション手段の活用を広げていき、障がいのある人が情報を伝え、受け取りやすい環境づくりに努めていきます。

(2) 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 市が主催する会議やイベントなどにおいて、障がいのある人が参加しやすい会場設営をすることや、配布資料などにルビをつけたり、音声化したりすること、ICT（情報通信技術）機器などのコミュニケーション手段を活用し、障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取ることができる環境づくりを進めていきます。

イ 市民や事業者などと共に、障がいのある人がわかる方法による表現や、ルビつきの書類を作成するなどのコミュニケーション手段の活用を推進し、障がいのある人が情報を伝え、受け取りやすい環境づくりを進めていきます。

ウ 関係機関と連携し、災害時や緊急時に提供される情報について、障がいのある人がわかる表現を使い、避難行動を取りやすい環境づくりを進めていきます。

エ 障がいのある人が情報を受け取り、利用しやすい環境となっているかについて検証し、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとします。

5 ぜんかくごう かか しちょう ひつよう みと じこう
前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

しちょう さだ ひつよう しさく すいしん
市長は、1から4までに定めるもののほか、必要な施策を推進する
ものとします。